

令和8年熊本地震による 被災者に対する警察関係手数料の免除について

徳島県警察では「令和8年熊本地震」により被災した方に対する以下における許可事務等の手数料について免除することとします。

1 免除される手数料

(1) 自動車運転免許証関係

- ア 自動車運転免許証の**交付** (2,550円)
※マイナ免許証紛失に伴う自動車運転免許証の新規交付に限る
- イ 自動車運転免許証の**再交付** (2,600円)
- ウ 特定免許情報の**記録** (1,500円 (100円))

(2) 銃砲関係

- ア 銃砲等所持許可証の**書換** (1,600円)
- イ 銃砲等所持許可証の**再交付** (1,900円)
- ウ 年少射撃資格の認定の申請に対する**審査** (9,600円)
- エ 年少射撃資格認定証の**書換** (1,800円)
- オ 年少射撃認定証の**再交付** (1,900円)

2 免除対象者

「令和8年熊本地震」により被災された方

3 免除期間

令和8年7月28日（特定非常災害発災日）から
令和9年1月27日までの期間

4 問合せ先

運転免許関係	～運転免許課（運転免許管理担当）	【088-699-0110】
銃 砲 関 係	～生活安全企画課（許可事務指導担当）	【088-622-3101】